

随意契約理由書

件名	豊中市上下水道局庁舎非常用発電設備燃料移送ポンプ改修工事
契約の相手方	ヤンマーエネルギーシステム株式会社大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、局庁舎に設置されている非常用発電機設備へ地下タンクから給油を行う燃料移送ポンプの改修を行うものです。</p> <p>当該設備は、非常用発電機設備と密接な関係があり、本工事の施工部分と非常発電機設備とは密接不可分な関係にあり、同一施工者以外に施工させた場合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	